

◎国家公務員の育児休業等に関する法

律の一部を改正する法律

(平成二十二年一月三〇日法律第九三号)

一、提案理由(会)

○原口国務大臣 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

引き続きまして、(略)……………引き続きまして、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、本年八月十一日の人事院からの意見の申し出を踏まえ、育児休業等の取得要件の拡充を行うため、国家公務員の育児休業等に関する法律について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、一般職の国家公務員について、その配偶者が育児休業をしている場合においても育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の承認の請求をすることができるものとするとしております。

第二に、職員が子の出生の日から一定の期間内に最初の育児休業をした場合は、当該子について再度の育児休業をすることができるものとするとしております。

第三に、防衛省の職員に係る準用規定について必要な改正を行うこととしております。

このほか、施行期日について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十二年一月二六日)

○近藤昭一君 ただいま議題となりました各案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

